

平成 27 年 5 月 11 日

保 護 者 様

京都市立嘉楽中学校

校長 井上 浩史

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市(※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合があります)に「特別警報(※大雨、暴風など 6 種類)」または「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

言己

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 0 時までに解除になった場合 5 校時(13 時 15 分)より始業(給食は中止)
 - ・午前 0 時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認されるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこともあります。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 7 時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前 9 時までに解除になった場合 3 校時(10 時 40 分)から始業
 - ・午前 11 時までに解除になった場合 5 校時(13 時 15 分)から始業(給食は中止)
 - ・午前 11 時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。また、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこともあります。

以上、お子達にもその旨をご指導いただきますようお願い申し上げます。